

策定に当たって

都は、平成 18 年 12 月に「10 年後の東京」を策定し、この中で「10 年間で障害者雇用の 3 万人増加」という目標を掲げました。

同 19 年 10 月に設置した東京都障害者就労支援協議会では、平成 20 年 11 月に「首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言」及び宣言達成のための具体的取組である「障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン（行動指針）」を策定し、協議会に集う関係機関が連携しながら、障害者雇用の増加を目指して多様な取組を進めてきました。平成 26 年 12 月に策定した「東京都長期ビジョン」においては、新たに「2024 年度末までに障害者雇用に 4 万人増加」との目標を掲げ、障害者の就労支援に向けた取組に力を入れていくこととしています。

最近の障害者雇用情勢を見ると、東京の障害者雇用数（平成 27 年 6 月 1 日現在）は、165,978.0 人と過去最高を更新したものの、民間企業全体の雇用率は依然として法定雇用率を下回っています。

また、平成 25 年 4 月から民間企業の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられたことに加え、平成 30 年 4 月からは法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されるなど、障害者雇用を取り巻く状況は大きく変化しつつあり、障害者雇用の促進に向けた就労支援の必要性が一段と高まっています。

こうした中で、今後とも、就職を希望する障害者を企業等につなぐとともに、就職後の定着支援、離職者の再就職支援、国・都等公的機関における雇用、雇用の場と機会の拡大等、障害者の就労を支援する取組をさらに強力で推進していく必要があります。

本協議会は、平成 28 年度の事業計画「連携プログラム 2016」を策定し、障害者雇用に向けた取組を着実に進めてまいります。

目次

・策定に当たって	
・東京の障害者雇用に係る施策の展開	1
1 東京の障害者雇用の現状	1
2 国の取組	3
3 障害者の就労支援の主な取組	4
・首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言	9
・障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン（行動指針）	10
・障害者雇用・就労推進 連携プログラム2016	14
行動 1 地域の就労支援ネットワークを構築します。	15
事業 1-1 区市町村障害者就労支援事業の充実	16
事業 1-2 障害者就業・生活支援センター事業	16
事業 1-3 職業リハビリテーションに関するフォーラムの実施	16
行動 2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。	17
事業 2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 再掲	18
事業 2-2 障害者就業・生活支援センター事業 再掲	18
行動 3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。	19
事業 3-1 民間を活用した企業開拓	20
事業 3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	20
行動 4 障害者のニーズ・企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。	21
事業 4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進	22
事業 4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進	22
行動 5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。	23
事業 5-1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充	24
事業 5-2 総合コーディネーター事業の推進 拡充	24
行動 6 企業で働く意欲ある障害者を一般就労へつなげます。	25
事業 6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置促進 拡充	26
事業 6-2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業	26
行動 7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。	27
事業 7-1 就労支援体制レベルアップ事業	28
事業 7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供	28
事業 7-3 就労支援機関等スキル向上事業	28
行動 8 効果的な就労支援ツールを普及させます。	29
事業 8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及 拡充	30
行動 9 精神障害者の就労定着支援に取り組みます。	31
事業 9-1 東京ジョブコーチ支援事業の推進	32
事業 9-2 精神障害者の職場復帰支援の推進	32
事業 9-3 精神障害者の雇用継続支援の推進	32
事業 9-4 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」	32
事業 9-5 障害者短時間トライアル雇用奨励金事業の紹介	32
事業 9-6 総合コーディネーター事業の推進 再掲 拡充	32
行動 10 精神障害者の就労支援にかかわる機関の連携を強化します。	33
事業 10-1 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化	34
事業 10-2 精神障害者就労支援連携強化事業	34
事業 10-3 医療機関との連携による障害者就労促進事業 新規	34

行動 1 1	経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。	35
事業 11-1	企業への障害者雇用相談の実施	36
事業 11-2	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	36
事業 11-3	障害者雇用安定奨励金の活用	36
事業 11-4	障害者職場復帰支援助成金の活用	36
行動 1 2	企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。	37
事業 12-1	経営者向けセミナー等の実施	38
事業 12-2	事業者向けセミナー等の実施 拡充	38
事業 12-3	特別支援学校等との情報交換	38
事業 12-4	企業向け普及啓発セミナー	38
事業 12-5	企業向けワークショップ等の実施	38
事業 12-6	中小企業のための障害者雇用支援フェア 拡充	38
事業 12-7	企業向け雇用支援セミナーの開催	38
行動 1 3	「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。	39
事業 13-1	障害者雇用支援月間（9月）における情報発信関係事業	40
事業 13-2	障害者週間におけるPRの実施	40
行動 1 4	障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。	41
事業 14-1	精神障害者就労支援連携強化事業 再掲	42
事業 14-2	医療機関との連携による障害者就労促進事業 新規 再掲	42
事業 14-3	学校PR～企業向けDVDの作成の推進	42
行動 1 5	中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。	43
事業 15-1	事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	44
事業 15-2	東京ジョブコーチ支援事業の推進 再掲	44
事業 15-3	総合コーディネート事業の推進 再掲 拡充	44
事業 15-4	中小企業障害者雇用応援連携事業 新規	44
事業 15-5	職場内障害者サポーター事業 新規	44
行動 1 6	中小企業の雇用にに向けた取組を促進します。	45
事業 16-1	中小企業障害者雇用支援助成事業	46
事業 16-2	障害者安定雇用奨励事業 新規	46
事業 16-3	障害者雇用優良企業登録制度の推進	46
事業 16-4	「特定求職者雇用開発助成金」の活用	46
事業 16-5	「障害者トライアル雇用奨励金」の活用	46
事業 16-6	「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用	46
事業 16-7	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の活用	46
行動 1 7	企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。	47
事業 17-1	基準に基づいた指導	48
事業 17-2	企業の雇用課題に対応した支援	48
行動 1 8	都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。	49
事業 18-1	教育委員会の一般の雇用の拡充	50
事業 18-2	チャレンジ雇用の拡充 拡充	50
事業 18-3	東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 拡充	50
行動 1 9	「キャリア形成シート（個別移行支援計画を含む）」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。	51
事業 19-1	個別移行支援計画の引継ぎ	52
行動 2 0	就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。	53
事業 20-1	ハローワークを中心としたチーム支援の実施	54
事業 20-2	地域開拓促進コーディネーターの設置促進 拡充 再掲	54
・	障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2016 事業名一覧【事業番号順】	55
・	〃 〃 【事業所管順】	57
・	東京都障害者就労支援協議会 委員名簿・事務局名簿	59
資料編		
	データ一覧	63
	連絡先一覧	74

東京の障害者雇用に係る施策の展開

1 東京の障害者雇用の現状

【民間企業に雇用されている障害者の数は着実に増加】

厳しい雇用情勢が続く中、障害者の雇用状況については、平成27年6月1日現在、都内の民間企業の雇用障害者数が165,978.0人と過去最高となりました。(図1)

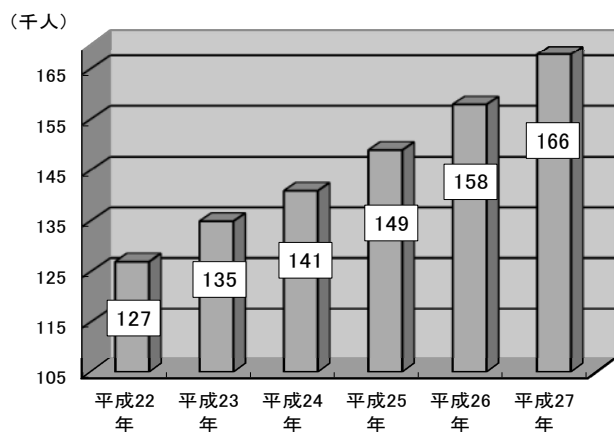
また、障害者実雇用率は1.81%(図2)で、1,000人以上規模企業の実雇用率は2.06%と法定雇用率を上回っていますが、500人から1,000人未満規模企業では1.73%、300人から500人未満規模企業では1.59%、100人から300人未満規模企業では1.16%と、中小企業で依然として低い水準にあります。さらに、全体として雇用率達成企業の割合は32.1%にとどまっており、全国に比べると低い状況にあり雇用機会の拡大を図ることが必要です。(表1)

*法定雇用率は平成25年4月より、1.8%から2.0%に引き上げとなりました。

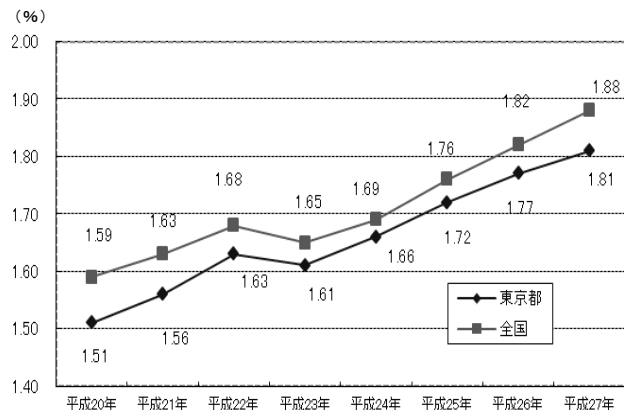
また、これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業者56人以上から50人以上に変わりました。

都内民間企業の雇用障害者数(平成27年6月1日現在)

(図1) 障害者雇用者数の推移



(図2) 障害者雇用率の推移



都内民間企業の障害者雇用(平成27年6月1日現在) (表1)

(単位：人)

	対象企業数 (雇用率)	達成企業数 (構成比)	未達成企業数 (構成比)
50～299人	13,503 (1.03)	4,040 (29.9)	9,463 (70.1)
300～999人	3,083 (1.68)	1,035 (33.6)	2,048 (66.4)
1,000人以上	1,427 (2.06)	714 (50.0)	713 (50.0)
合計	18,013 (1.81)	5,789 (32.1)	12,224 (67.9)

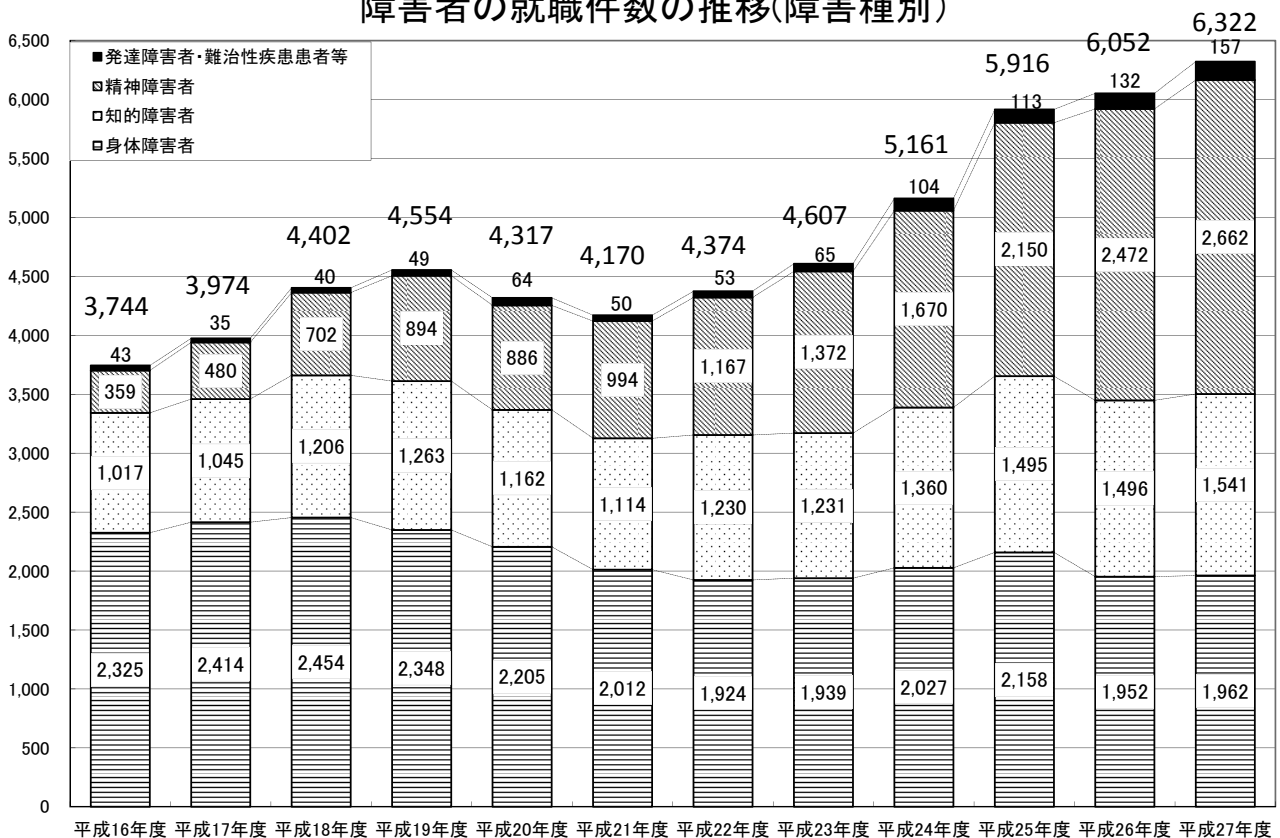
(東京労働局調べ)

【厳しい雇用情勢の中、障害者の就職件数は過去最高】

一方、平成27年度の都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は6,322人となり、厳しい雇用情勢の中、6年連続で前年度を上回りました。

就職件数を障害種別に見ますと、身体障害者が1,962人(31.0%)、知的障害者が1,541人(24.4%)、精神障害者が2,662人(42.1%)、その他の障害者が157人(2.5%)となっており、最近では身体障害者の占める割合が低下し、知的障害者、精神障害者の占める割合が高くなっています。とりわけ、精神障害者の増加が著しい状況です。

障害者の就職件数の推移(障害種別)



1

(東京労働局調べ)

2 国の取組

【取組の方針】

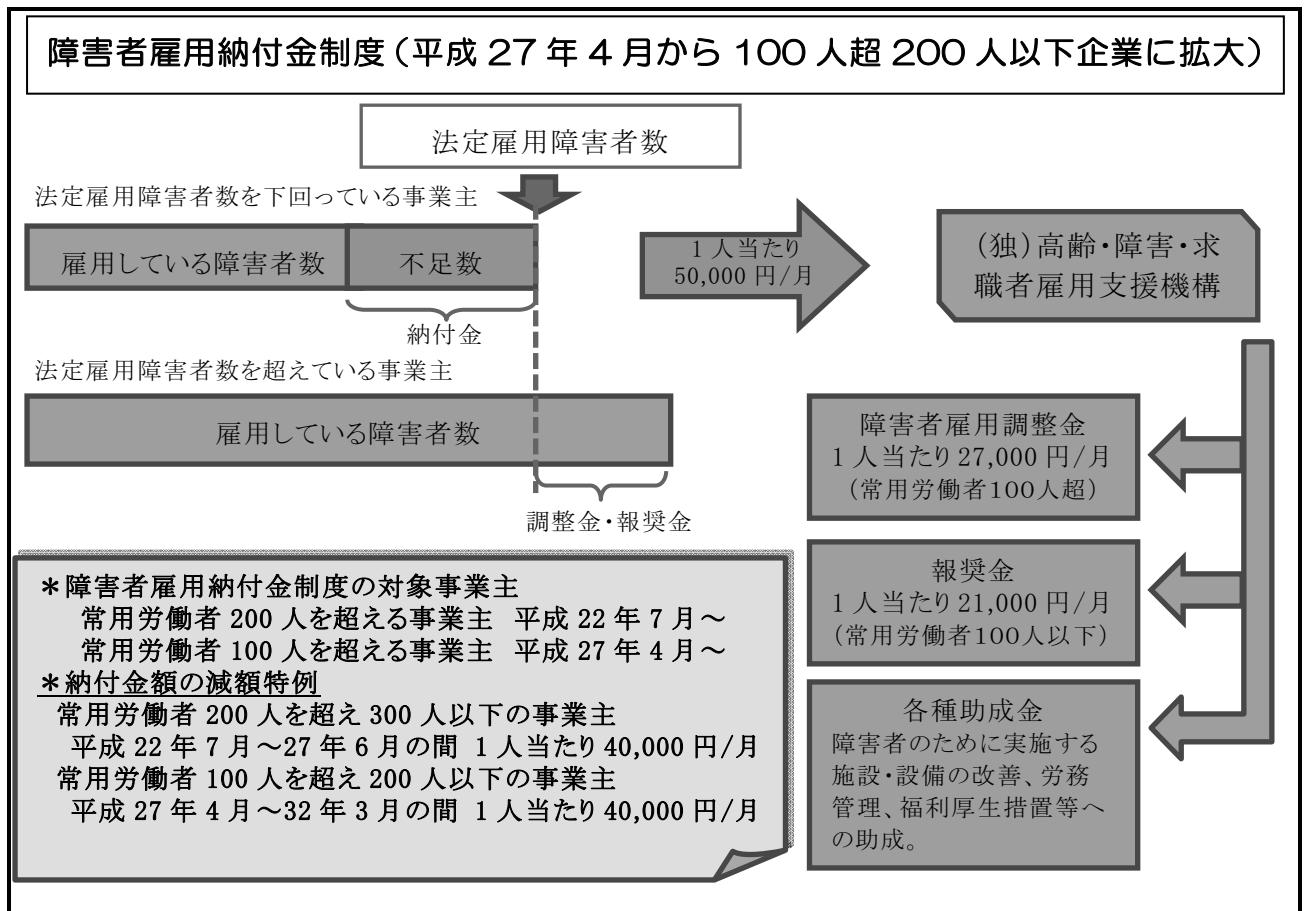
障害者雇用状況が依然として低調な中小企業に対し、障害者雇用の理解促進、不安の解消を図り、雇用の拡大に努めます。

また、全国のハローワークのネットワークを生かした職業紹介、雇用支援を行い、法定雇用率達成割合の早期改善を図ります。

さらに、障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月1日から精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられることから、企業に対する精神障害者の雇入れ支援と職場定着支援を強化し、精神障害者の一層の雇用促進を図ります。

【平成28年度の主な取組】

- ・ 指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導
- ・ 企業の雇用課題に対応した指導・支援
- ・ 公的機関に対する指導
- ・ 障害者個々人に応じた就職支援
- ・ 関係機関とのチーム支援による就職支援
- ・ 障害特性に応じたきめ細かな支援



3 障害者の就労支援の主な取組

都は下記計画に基づき、障害者就労支援協議会に参加する団体等と連携して、障害者の就労支援に取り組んでいます。

「東京都長期ビジョン」（平成26年12月策定）

【おおむね10年後の東京の姿】

- 障害者が地域で安心して生活できる環境が整備され、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支えあいながら、共に生活する社会が実現している。
- 障害者が、能力や適性に応じて働き、地域で自立した生活を送ることができている。
- 障害者の自立した生活の実現に向けて、障害者雇用・就労を促進、2024年度末までに障害者雇用に4万人増加。

第4期東京都障害福祉計画（平成27年4月策定）

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

特別支援教育推進第三次実施計画（平成22年11月策定）

職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関との積極的な連携を進める。

【身近な地域の就労支援機関の設置による障害者の支援】（福祉保健局）

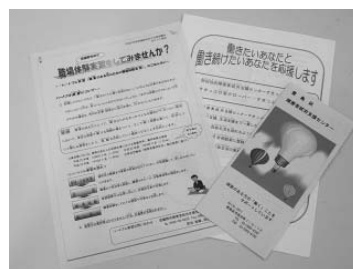
区市町村障害者就労支援センター（50区市町）と障害者就業・生活支援センター（6か所）を設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供しています。

企業に対しても、業務内容の提案、定着に向けたノウハウの提供を行っています。

職場での定着支援風景



就労支援機関をPRするリーフレット



【企業等での職場見学・職場実習・職業訓練】

(1) 職場体験実習開拓・紹介事業（総合コーディネート事業）（しごと財団）

障害者雇用支援アドバイザーが実習業務の切り出しなど、受入れにあたってのアドバイスを行いながら、実習先企業を開拓し、面談会等を通して地域の就労支援機関へ紹介します。平成28年度は受入先企業と実習生のマッチングを行う職場体験実習面談会の実施回数を増加し、実習生の損害保険料の補助規模を拡大することで職場体験実習の機会拡大を図ります。

(2) 職業訓練・委託訓練（産業労働局・しごと財団）

障害者を対象とした東京障害者職業能力開発校等で職業訓練を実施するとともに、企業等の現場を活用した職業訓練の機会を提供する委託訓練を実施します。

職場訓練・委託訓練
事業案内(パンフレット)

職場体験実習面談会
(チラシ)

平成28年度

障害者委託訓練
【受託機関 募集】
のご案内

障害者の雇用を検討されている企業等
障害者のスキルアップを支援している民間教育機関等
の皆様へ

障害者委託訓練 事業案内

障害者委託訓練とは、(公財)東京しごと財団が「ローラー」と連携して実施する障害者に対する人材育成支援事業です。認定のある方が応募する上で役立つ知識や技術を身につけることを目的とし、企業、民間教育機関、公共施設法人、NPO法人等、様々な業種に訓練を委託して実施しています。

公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援課
委託訓練推進班
電話 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

障害者「職場体験実習面談会」開催します！

障害者雇用納付金適用範囲の拡大(2016年4月～)や精神障害者の法定雇用率算定基準への導入(2016年4月～)など障害者雇用を取り巻く状況・環境は大きく変化しています。

「職場体験実習面談会」は「企業にとって」「求職者の場」です。双方の就労支援機関(おのづから)と連携を強めます。・就労を促進して、多くの障害者が就職ステップへと進めます。実習により多くの障害者が就職ステップへと進めます。

多くのご参加をお待ちしております。

実施会場：東京しごとセンター 地下講堂
千代田区船橋9-10-8

参加者：即内の就労支援機関から推薦された障がい者等、精神障害者と派遣障害者

開催時間：15:14分

参加企業：各日最大15社を予定

申込方法：趣意の申込書に必要事項をご記入の上、アポイントを必ずお申し込みください。費用は無料です。お申し込みのうえ、必ずお申し込みのうえにご参加いただきます。

申込締切：平成28年6月16日(木)午後5時必着

「職場体験実習面談会」のながれ

【申込締切】6月16日(木)午後5時必着
趣意の申込書(※)をもとに参加企業(※)を決定し、ご連絡します。

【開催企業】「開催企業」(※)が応募希望の企業名(※)を掲載された申込書(※)を送付します。

【開催日時】企業名に合わせたアポイントで、個別に開催させていただきます。

【参加者】参加希望者(障害者)だけでなく、派遣支援機関の担当者が必要出席します。

【申し込み】お申し込み(※)を必ずお申し込みください。

【開催終了後】開催の結果(参加企業名)を決定させていただきます。詳しくは掲載されたパンフレットをご覧ください。

主催 東京しごと財団 申込は東京しごと財団へ

【障害者を支援する人材の育成】

- (1) 就労支援体制レベルアップ事業（福祉保健局・東京障害者職業センター）

就労支援センター、就労移行支援事業者等就労支援機関の職員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報・技術・コミュニケーション能力の習得に資する研修を実施します。
- (2) 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供（東京障害者職業センター）

就労支援機関からニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」の開催、また、実際の支援場面での実習等による「カスタマイズ型研修」の実施をしています。
- (3) 就労支援機関等スキル向上事業（福祉保健局）

就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や企業との意見交換会を行うとともに、障害特性に応じた支援等に関する専門研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

【雇用の場と機会の拡充】

チャレンジ雇用への取組（産業労働局・福祉保健局・教育庁）

都庁で知的・精神障害者を短期間雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ります。平成28年度からは都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設し、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として、それぞれのニーズや適性に応じた就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

【雇用に取り組む中小企業への支援】

- (1) 東京ジョブコーチ支援事業（しごと財団）

所定の研修を修了した東京ジョブコーチが障害者を雇用する職場に出向き、職場環境の調整、通勤やコミュニケーションの支援など職場に定着するための支援を行っています。
- (2) 企業向け普及啓発セミナー（産業労働局・福祉保健局・教育庁、東京労働局）

産業労働局・福祉保健局・教育庁の3局連携及び東京労働局の共催による企業を対象としたセミナーを実施しています。

		テーマ・開催日		
教育庁	テーマ	障害のある生徒の雇用のあり方と就労支援～特別支援学校高等部生徒の雇用の拡大とインターンシップの活用～		
	開催日	平成 27 年 7 月 8 日	参加者	96 名(80 社)
福祉保健局	テーマ	障害者雇用、関係機関が支えます！		
	開催日	平成 27 年 12 月 1 日	参加者	150 名(122 社)
産業労働局	テーマ	企業向け障害者雇用普及啓発セミナー～障害者雇用に取り組む企業の方へ～		
	開催日	平成 27 年 2 月 5 日	参加者	175 名(136 社)

(3) 障害者雇用実務講座の実施（総合コーディネート事業）（しごと財団）

障害者雇用未経験の中小企業人事担当者を対象に、障害者雇用に必要な基礎知識・ノウハウを学べる講座（知識・ノウハウ習得コース：2日・年3回、実践演習コース：2日・年2回）を実施し、障害者雇用（採用手続・雇用管理）を中核的に進める人材を養成します。

(4) 精神障害者雇用サポート事業（総合コーディネート事業）（しごと財団）

現在精神障害者を雇用していない中小企業で、これからの雇用を検討している企業を対象に、専門のアドバイザーが雇用前の職場環境等の整備から採用手続、採用後の雇用管理に至るまで一貫した支援を長期的に行っていきます（精神障害者を雇用した場合、採用から最長3年間の支援）。

(5) 企業向けワークショップの実施（東京障害者職業センター）

中小企業により重点をおき、「障害者雇用におけるA to Z」について多彩なテーマを設定した、企業の担当者向けのワークショップを実施しています。

(6) 中小企業のための障害者雇用支援フェア（産業労働局・東京労働局）

これから障害者雇用に取り組もうとする中小企業を対象に、障害者雇用に係る支援制度や支援機関等を紹介し、障害者雇用について理解を深めてもらうための「障害者雇用支援フェア」を東京都と東京労働局の共催により開催し、中小企業における障害者雇用の推進を図ります。

(7) 障害者安定雇用奨励事業（産業労働局）

障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業者に対して、奨励金を支給します。

(8) 中小企業障害者雇用応援連携事業（産業労働局・しごと財団・東京労働局）

東京都、東京しごと財団、国（東京労働局・ハローワーク）、都内障害者就労支援機関が連携し、都内障害者就労支援機関に配置した支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問し、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行います。

(9) 職場内障害者サポーター事業（産業労働局・しごと財団）

都内企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業に対

し、奨励金を支給します。

【児童・生徒の職業的自立を目指した教育の推進】

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育庁）

小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、働く喜びが体感できる指導等の展開を図っています。

(2) 生徒全員の企業就労を目指した知的障害特別支援学校高等部の設置等（教育庁）

企業就職率100%を目指す高等部就業技術科及び職能開発科の設置など、生徒一人ひとりの多様な進路希望に応える後期中等教育の実現に努めています。

(3) 特別支援学校高等部生徒の職場実習及び就労先の開拓（教育庁）

関係機関と連携して企業向けのセミナーを開催し、理解啓発を図った上で職場実習や就労先の開拓を進めています。また、就労支援アドバイザー等の民間活力を活用した就労先等の開拓に取り組んでいます。

障害者就労支援の取組のイメージ

